

かめおか地域産業イノベーション支援助成金のご案内



亀岡商工会議所では、亀岡市の「かめおか地域産業イノベーション支援助成制度」を活用し、モノや仕組みなどに新たな考え方や技術を取り入れて、新たな価値を生み出すための新製品開発や新たな製品等で新たな市場に支出する販路開拓と人材育成・人材教育等、新しい事業にチャレンジする中小企業者及び商店街等を支援します。事業目的は、亀岡市内の産業イノベーション支援です。

亀岡市は
ふるさと納税返礼品
出品を応援します。

申請期間 令和7年5月7日（水）～6月13日（金）

①新製品開発事業については、6/13（金）までに

OICKでの事前相談が必要です。

※助成対象事業の決定は、7月初旬～中旬を予定しております。

助成対象期間：交付決定～令和8年3月10日（火）

①新製品開発事業

詳細は、募集要領をご覧ください。

- 【対象者】 亀岡市内に事業所を有する**製造業等**の中小企業者
- 【対象事業】 亀岡市内の産業イノベーション支援のための新製品開発（試作品・サンプル品作成含む）事業
- 【対象経費】 原材料費、外注加工費、委託費（外注加工費及び委託費の占める割合は対象経費の1/2以内）専門家謝金・旅費、調査研究費等
- 【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：80万円
- 【その他】 審査を実施（6月下旬～7月初旬予定）
（一次審査：書類選考、二次審査：プレゼン）
OICKと連携し、商品開発を行うこと
（京都先端科学大学京都亀岡キャンパス内）
※6/13（金）までにOICKでの事前相談が必要です。

②販路開拓事業

詳細は、募集要領をご覧ください。

- 【対象者】 亀岡市内に事業所を有する**製造業等**の中小企業者
- 【対象事業】 亀岡市内の産業イノベーション支援のための販路開拓事業
- 【対象経費】 ①展示会等の出展費（小間料、装飾料、広告宣伝費等）
②市場・流通・マーケティング等の調査費用
- 【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：30万円

③商店街魅力発信事業

詳細は、募集要領をご覧ください。

- 【対象事業】 商店街の誘客促進を図り、商店街の新たな価値を見出し、事業を通して地域や消費者に商店街等の魅力が伝わる事業
- 【補助対象事業】 ①誘客を図る新規事業
②商店街の集客力向上につながる新規事業
③空き店舗・空きテナント等の活用事業
- 【助成額】 助成対象経費の2/3以内
限度額：50万円
※採択は、1団体につき1回のみです。

④企業の人材育成と人材教育事業

詳細は、募集要領をご覧ください。

- 【対象者】 亀岡市内に事業所を有する**製造業等**の中小企業者
- 【対象事業】 企業の技術者、エンジニア等を対象とする人材育成と人材教育事業
- 【対象経費】 ①専門家謝金・旅費・研修費（社外研修派遣費含む）・調査研究費等
- 【助成額】 対象経費（定額）限度額：15万円

⑤起業（スタートアップ）実証支援事業

詳細は、募集要領をご覧ください。

- 【対象者】 亀岡市内に在住又は亀岡市に通勤・通学されている個人（学生を含む）もしくは中小企業者
- 【対象事業】 ①亀岡市の社会問題の解決や市民生活の質の向上に資する取組み
②ビジネス的観点で構築されたアイデアであり、将来的に一定の収益を見込み、事業として継続して実施するビジョンを持っている取組み
概ね3年以内に事業化を目指す事業計画であること
- 【対象経費】 ①広報費 ②調査研究費 ③委託費等
- 【助成金】 助成対象経費の2/3以内
限度額15万円
- 【その他】 審査を実施
（一次審査：書類選考、二次審査：プレゼン）

※①・⑤は、審査（プレゼン等）の結果、希望金額から減額になる場合があります。

※③は、審査（一次審査：書類選考）の結果、希望金額から減額になる場合があります。

<助成対象にならないもの>

人件費（給与・旅費等）借入金、支払利息、消費税等

○対象事業者

- ◆表面記載の①②④の事業は、次の(1)～(3)いずれかに該当する製造業等の事業者が対象です。（主たる事業として製造業を営む場合のほか、製造業を兼業する場合を含みます）
 - (1) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者
 - (2) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者で構成される任意のグループ
 - (3) 亀岡市内に事業所を有する中小企業者が参加する農商工観連携に取り組むグループ
- ◆表面記載の③の事業は、商店街組織（※1）又は、それに準ずる組織（※2）が対象です。
 - （※1）市内の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。
 - （※2）市内のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができるもの。
- ◆表面記載の⑤の事業は、亀岡市内に在住又は亀岡市内に通勤・通学されている個人（学生を含む）もしくは中小企業者

※中小企業者とは「中小企業基本法」第2条第1項に規定する会社及び個人で、①資本金基準、②従業員基準のいずれか一つの基準を満たす事業者です。

主たる事業として営む業種	① 資本金基準 (資本金又は出資総額)	② 従業員基準
製造業の場合	3億円以下	300人以下
製造業以外		
卸売業の場合	1億円以下	100人以下
小売業の場合	5千万円以下	50人以下
サービス業の場合	5千万円以下	100人以下
その他の場合	3億円以下	300人以下

※注1：常時使用する従業員には事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※注2：役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員が実質的に関与している等の事業者は除きます。

○申請及び受付方法

申請は、本助成金募集要領に基づき、下記の必要書類を亀岡商工会議所の担当者宛にメールにてご提出ください。申請内容を確認し、適正であると認めたときは受付を行います。

ご提出いただいた申請内容は審査のうえ、適正と認められた場合に受付いたします。

一つの企業は、本助成金の表面記載の①・②・④・⑤のうち、一つの申請ができます。

また、一つの企業は、同じ事業区分（表面記載の5事業区分）について連続3回まで。

4回目以降は、前回までの「かめおか元気企業支援助成」「かめおか地域産業イノベーション支援助成」の採択から3年以上空けていることが条件となります。

また、審査においては、3回目以内の応募者を優先します。本助成金の詳細については亀岡商工会議所にご相談ください。

▶申請に必要な書類

- ・①・②・④・⑤は、交付申請書、最近1期分の決算書、市税完納証明書
- ・③は、交付申請書、商店街の定款（会則）、会員名簿、役員名簿、事業計画、予算書

※本助成金募集要領、申請書の様式は亀岡商工会議所のホームページに掲載します。

※助成金の交付を決定したときは、当所より申請者へ通知を行います。



○申請及び受付方法

亀岡商工会議所（担当：森本）Email : morimoto@kameokacci.or.jp

様式・公募要領は当所ホームページに掲載しています。 電話相談・メール添削可

〒621-0806 京都府亀岡市余部町宝久保1番地の1ガレリアかめおか内

TEL:0771-22-0053(代表) FAX:0771-25-1200